

令和7年4月30日

お客さま各位

神奈川県歯科医師信用組合

重 要

「預金口座の売買・譲渡・レンタル等」は法律により禁止されております。

近年、インターネットや SNS、ダイレクトメールなどで、「口座を高価買い取ります。」など、簡単に収入を得られる手段として、預金口座の売買・譲渡・譲受・レンタルなどを持ちかけられる犯罪が発生しております。

「預金口座を売買・譲渡・レンタルする行為」や「他人になりすまして預金口座を開設する行為」は犯罪です。1 年以内の懲役・100 万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

お客さまにおかれましては、上記のような行為にはご注意くださいようお願い申し上げます。

また、不明な点がございましたら、かしんへお問い合わせください。

（ 注 ） 法律 ： 犯罪による収益の移転防止に関する法律

（ 参考 ） 以下の警察庁ホームページをクリックしてください。

[通帳・キャッシュカードの譲渡は犯罪です！ | 注意喚起・お知らせ | SOS47 の活動 | 警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ](#)

[警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ | ストップ、オレオレ詐欺](#)

神奈川県歯科医師信用組合